

○飯塚市職員の旧姓使用に関する要綱

平成28年12月26日

飯塚市告示第389号

(趣旨)

第1条 この告示は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用職員)

第2条 この告示は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員に適用する。

(旧姓を使用することができる文書等)

第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。

2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。

(承認申請)

第4条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から3箇月以内に、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、任命権者に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請書は、人事課長に提出するものとする。

(承認通知)

第5条 任命権者が旧姓の使用を承認したときは、人事課長は、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。

(使用中止届)

第6条 前条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経て人事課長に提出しなければならない。

(所属長及び使用者の責務)

第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。

2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び他の職員等に無用な誤解や混乱が生じることのないように努めなければならない。

(承認の取消)

第8条 任命権者は、職員の旧姓使用によって職務の遂行上支障が生じていると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、職員の旧姓使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員で第4条に規定する申請の期間を超えるものは、平成29年3月末日までに旧姓使用承認申請書を人事課長に提出し、任命権者の承認を受けることができる。

別表第1(第3条関係)

旧姓を使用することができる文書等

基準	例	備考
1 専ら組織内部で使用され、職員の同一性の確認が容易にできるもの	事務引継書、回覧用紙、起案文書、決裁に係る押印、業務日誌、職員提案申請書、異動内示表	
2 職員の権利・義務に係るものの中で、組織内部の関係にとどまるもので、職員の同一性の確認が容易にできるもの	出勤簿、休暇等経伺票、復命書、育児休業承認請求書、週休日の振替等及び休日の代休指定の予定表兼通知書、時間外休日勤務命令書、開庁時間延長に係る代休指定の予定表兼通知書、職務に専念する義務免除許可申請書、営利企業等就職許可願、職員私用車登録届、市財務規則等に定める会計事務帳票及び証拠書類のうち専ら組織内部で使用する文書(請求行為に係るもの及び委任行為に係るものその他市長が認めるものを除く。)、旅行命令書(※)	(※)については、改姓後の氏を併記することができる。
3 対外的なものであるが、氏名の記載にとどま	職員配置表、事務分担表、名札、名刺	

るもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの		
----------------------------	--	--

別表第2(第3条関係)

旧姓を使用することができない文書等

基準	例	備考
1 公務員の身分関係に係るもの	辞令書、履歴書、宣誓書、退職願、自己申告書、専従許可、休職関係文書、身分証明書(※)、法令等に基づく身分証明書(※)	(※)については、旧姓を併記することができる。
2 職員の権利・義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの	給与明細書、源泉徴収票、諸手当届(認定申請書)、共済組合に係る文書、職員厚生会に係る文書、公務災害に係る文書、各種研修関係文書、各種健康診断関係文書、職員表彰条例に基づく表彰に係る文書、財務会計帳票及び証拠書類のうち請求行為に係るもの及び委任行為に係るものその他市長が認めるもの	
3 公権力の行使に係るもの	許認可、立入検査(※)、徴税等法令等に基づく行政処分に係る文書、その他職員の身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書	(※)については、旧姓を併記することができる。

旧姓使用承認申請書

年 月 日

任命権者 様

所属

氏名

印

下記のとおり旧姓を使用したいので、飯塚市職員の旧姓使用に関する要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

1 使用する旧姓

2 戸籍上の氏

3 改姓した年月日 年 月 日

4 旧姓使用を開始する年月日 年 月 日

5 その他(特記事項等)

旧姓使用承認通知書

第 号  
年 月 日

様

任命権者 印

年 月 日付けで申請があった旧姓の使用について、下記のとおり承認したので、飯塚市職員の旧姓使用に関する要綱第 5 条の規定に基づき通知します。

記

- 1 使用する旧姓
- 2 戸籍上の氏
- 3 旧姓使用を開始する年月日 年 月 日

様式第 3 号 (第 6 条関係)

旧姓使用中止届

年 月 日

任命権者 様

所属

氏名

印

旧姓使用を中止したいので、飯塚市職員の旧姓使用に関する要綱第 6 条の規定に基づき届け出ます。

記

1 使用している旧姓

2 戸籍上の氏

3 旧姓使用を中止する年月日 年 月 日

4 その他(特記事項等)